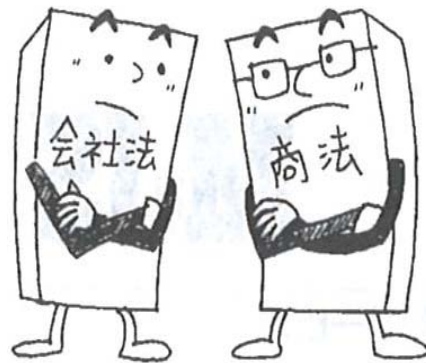


週間税務通信平成26年10月13日より

会計限定監査役の登記と旧小会社

会社法改正により、監査役の監査範囲を会計に関するものに限定している株式会社は、その旨を登記することが義務付けられます。旧商法特例法上の小会社であった会社は、これに該当する可能性が高いため留意しましょう。

会社法施行前の旧商法特例法では、資本金が1億円以下でかつ負債総額200億円未満の会社を「小会社」と定義しており、小会社における監査役の権限は、株式の譲渡制限の有無に関係なく会計監査に限定されていました。他方、平成18年に施行された会社法では、監査役を設置する以上、その監査役の監査範囲は、業務監査と会計監査の両方に及ぶという考え方がとられました。従って、公開会社の監査役については、業務監査と会計監査の両方の権限を有することとなっています。

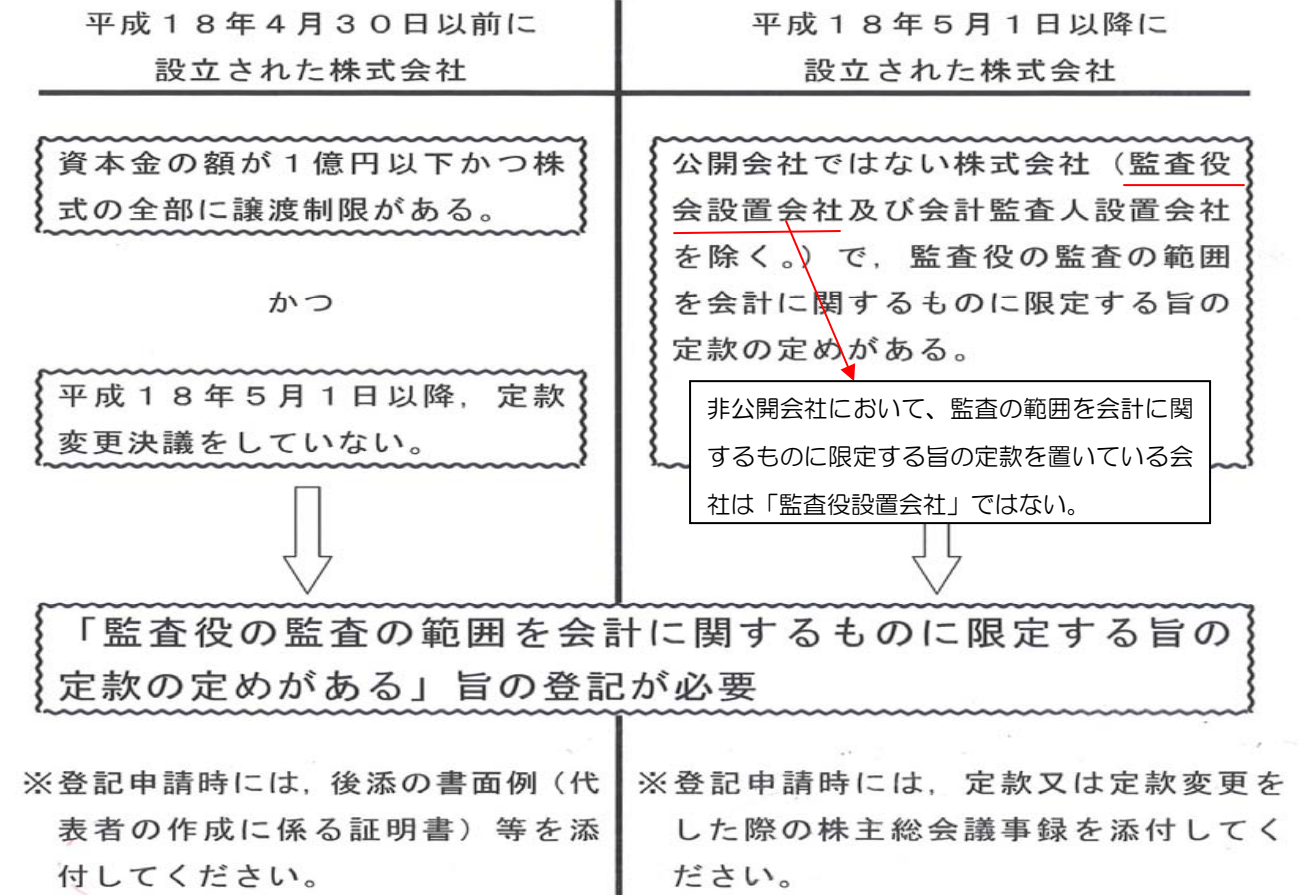


ただし、非公開会社(監査役会設置会社及び会計監査人設置会社は除く)については、一定の配慮がなされており、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨、定款で定めることができることとされました(会社法 389①)。また、このうち、旧商法特例法上の小会社については、会社法施行時に、定款に監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めがあるものとみなされました。

この点、旧商法特例法上の小会社であった株式会社については、定款変更も登記も不要であったことから、現在に至るまで定款変更等を行わず、そのままとなっているケースが多いようです。こうした会社も、監査役の監査範囲を会計に関するものに限定している株式会社に該当し、今回「登記」が必要となるため留意しておきたい。

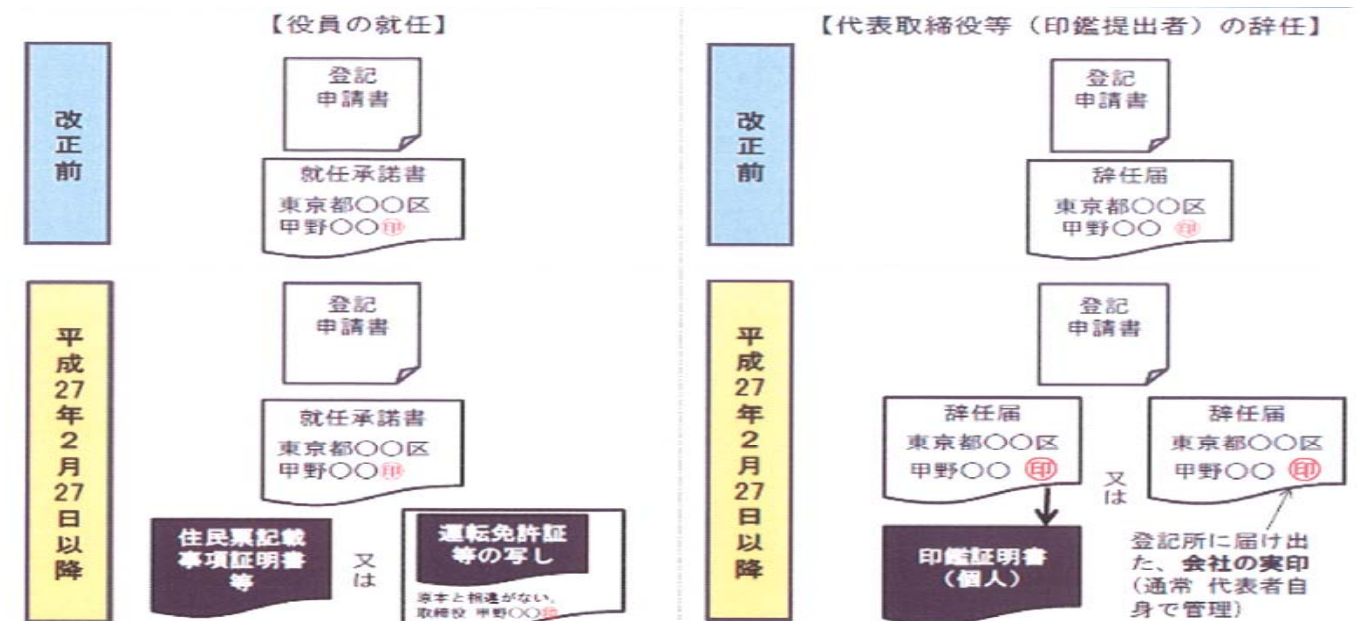
なお、今回の改正では、経過措置により、改正法の施行後、最初に監査役が就任又は退任するまでの間は登記を要しないこととされています。この点、非公開会社の場合、定款により任期を最長10年に伸長できるため、例えば、改正法の施行直前に就任した監査役は、最長で約10年間登記を猶予されることとなります。ただ、伸長しない場合の監査役の任期は4年であり、重任の場合も登記が求められるため、監査役の監査の範囲に関する登記を失念しないようにしましょう。

登記が必要な場合



この改正に伴い、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定している株式会社は、平成27年5月1日以降に就任又は再任した監査役について、その役員変更の登記を申請される際には、併せて「監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある」旨を登記申請する必要があります。

役員の就任・代表取締役の辞任の登記の添付書面が変わります。



※ 取締役・監査役の就任

本人確認証明書 → 住民票、住基カード、運転免許証等コピー